

平成30年度 主任介護支援専門員更新研修 開催要項

1. 目的

本研修は、「介護支援専門員事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号）の（別添6）「主任介護支援専門員研修実施要項」に基づき、主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課す事により、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的として実施されます。

2. 対象者

研修対象者は、次の①から⑤までの何れかに該当する方であって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する方とする。

【受講資格番号】（受講資格は申込み時点での状況とします。）

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある方
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した方
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研修大会等において、演題発表等の経験がある方
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、岐阜県が適当と認めた方

◆対象者の注意事項

- ※1 受講資格を満たしている場合は、非現任者についても受講可能ですが、受講希望者が定員を超過した場合は、主任介護支援専門員としての現任者を優先して受講決定を行います。
- ※2 介護支援専門員証の有効期限に猶予のある方についても受講可能ですが、受講希望者が定員を超過した場合は、有効期限の近い方を優先して受講決定を行います。
- ※3 上記【受講資格番号①～⑤】に係る詳細は、**別表1** に依ります。

3. 日程及び会場

別紙「平成30年度主任介護支援専門員更新研修日程・時間割表」参照

4. 定員

150名 ※ 定員を超える申込の際は受講できない場合があります。

5. 受講料等及び納付方法

(1) 受講料等

合計 43,000円 (受講料38,000円 資料代5,000円)

(2) 納付方法

銀行振込：受講決定者には振込先を通知いたします。

6. 申込み手続き

(1) 申込期間

平成30年8月13日(月)～9月28日(金) ※必着・期限厳守

(2) 受講決定

平成30年10月4日(木) 受講可否発送予定 【ご自宅宛て郵送】

(3) 申込方法

「平成30年度主任介護支援専門員更新研修受講申込書」(様式1)に必要事項を記入した上で、受講要件などに基づく提出書類を添付し、郵送または窓口に提出してください。

※ 提出書類については、受講要件別に記載してあります。

※ FAXでは受付できませんのでご注意ください。

(4) 提出書類 下記のA及びBの書類を提出してください。

A. 全員が必要とする受講要件と提出書類

受講要件	提出書類
主任介護支援専門員研修の修了	① 受講申込書(様式1)
	② 介護支援専門員証の写し(受講申込書に添付)
	③ 主任介護支援専門員研修の修了証書の写し

B. 受講資格により必要な受講要件と提出書類

別表1通り

※ 書類が提出できない場合又は提出書類に不備等がある場合、受講ができませんのでご注意ください。

(5) 申込に際しての留意事項

- ① 定められた研修課程の全てを履修する必要があります。1課目でも欠席されると、当該年度において研修を修了する事が出来ませんので、全日程を履修できることをご確認の上お申し込み下さい。

- ② 演習用にケアプラン等の課題提出（持ち寄り事例）がありますので案内を受講決定通知に同封します。（別表2参照）課題提出が困難な場合は受講する事ができませんのでご注意ください。

7. 研修申込みにおける注意事項

- (1) 受講に当たって不正が発覚した時、あるいは受講要件等の証明における過誤により受講対象となる条件を満たしていないことが発覚した時は、その時点で受講決定を取り消します。
- (2) 昼食は各自ご用意ください。研修中は体温調整可能な服装でご受講願います。
- (3) その他ご質問については、下記にお問い合わせください。

【研修主催・提出先】

特定非営利活動法人 岐阜県居宅介護支援事業協議会

〒501-0222 瑞穂市別府1193番地1

TEL 058-322-3155 FAX 058-322-3156

(主任介護支援専門員更新研修は、岐阜県より指定を受け、特定非営利活動法人岐阜県居宅介護支援事業協議会が実施するものです。)